



## 生協労連パート部会ニュース

84号 2009年4月15日発行  
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-9 南部ビル3F  
tel 03-3408-0067 fax 03-3408-8955  
<http://cwu.jp/>

パート	なかないで	あしたを見つめ歩きましょう
部会	にげないで	明るい職場をつくりましょう
の	ぬげめなく	しっかり実利をとりましょう
なに	ねつっぽく	暮らしと生協を語りましょう



# 非正規が変わる、09 春闘！

## 仲間と団結しよう！ 闘えば必ず道はひらける！

■最低賃金引き上げ・働くルールの確立、  
生計費要求にもとづいて、春闘後半がんばろう

### 【直近の回答状況】

- \* よどがわ 2次回答 ベア5円(計10円)
- \* パル 3週連続の交渉の結果  
パート夏季 1.48ヶ月(0.03ヶ月上乗せ)  
再雇用 3000円
- \* ぎふ 時間給5%賃下げ 09年度はなくなる



### 関西地連春闘勝利学習会

## 今こそ政治をかえよう！

関西地連では、春闘回答を受け 09 春闘勝利に向けて、講師に大阪労連副議長服部信一郎さんを迎え「09 春闘をめぐる情勢と労働組合に役割」と題して学習会をおこないました。

「厳しい春闘、生計費を軸に不足している生計費からくる要求に基づいて、全員がたたかう構えを。初任給要求を相場にしないで、生計費=ひとり立ち出来る生活賃金はいくらか、最賃闘争とリンクさせたたたかいと運動に。いま貧困からくる問題が激増。『あなたの責任ではない』と、目の前の困難にある人を救い励まし『みんなで解決しよう』と語れるか。人を孤立させないことが大切。労組員の家族も視野に入れた、闘いを。構造改革と女性労働者、生活できる賃金と労働時間と仕事量の規制や社会保障拡充が必要。ワークライフバランスの推進こそが必要。ルールある持続的社會つくろう。

103万円問題、税最低限引き上げをすすめないで賃上げ交渉にならないのが実態。「生計費に課税するな」「年収200万円以下に課税するな」は、生協組合員にも受け入れられるのではないかと。広がる可能性、共感が得られる。生協労連こそがんばってほしい。

ILO94号条約を生かす公契約条例運動では、尼崎市議会では市の委託する事業の労働者は時間給945円以上という条例案が出され、20:20で拮抗。市長が動かず、市議会選挙睨みに。時代はここまで来ている。尼崎市の945円は高卒初任給の時間換算額。社会的運動で改善を図ろうという勢力伸びている。たたかう労働組合は未組織労働者とともに、が永い間のスローガン。09春闘は実践しているのではないかと。春闘は確かに変わってきている。[会議録より抜粋]

### 4.22「許すな！雇用・営業・くらし破壊、なくせ貧困、仕事よこせ」中央行動 & 第一次最賃デー

#### 最賃闘争 本格的スタート

生協労連 100人目標で参加を呼びかけています  
北海道 2・東北 15・関東 30・東海 10 関西 20  
中四国 10・九州 10

### ILO94号条約(公契約における労働条項)とは、

国や自治体といった公の機関が、事業の受託者・下請業者におおすにあたって、その地方の同種の労働者に対して適用される労働協約や法律などで定められている賃金や労働時間などの労働条件に劣らない有利な労働条件を与えることを契約の中で約束させること、その労働者の健康、安全及び福利の条件を確保するために十分な措置を講ずること等を、契約の中で定めることを義務づけています。

行政が公共事業や公共サービスを提供するに際し、その業務を実際に行う下請け契約者も含めた労働者の平均的な労働条件を引き下げようとする契約を行ってはいけないというこの条約は、公の機関である行政が本来果たすべき役割を明らかにしています。

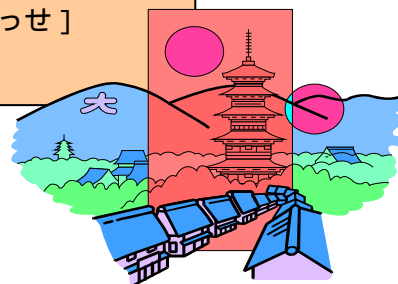
公の機関だけでなく、職場のパート・アルバイト・再雇用・委託・派遣労働者の処遇の格差についても、考えてさせられる条項ですね。[S・N]

# パート・派遣など非正規ではたらくなかまの全国交流集会 in 京都

開催日 5月23～24日(土～日)

【1日目】全体集会 13:30～ 京都勧業会館 [みやこめっせ]

【2日目】分科会 9:30～ 京都テルサ



【1日目】会場 京都勧業会館 [みやこめっせ]

13時30分～ オープニング 野田淳子氏

(講演) 二宮厚美(神戸大学教授)

【テマ】 私たちの運動で明日をつかもう「雇用破壊と貧困」の打開をめざして

18～20時 夕食交流会 会場 [京都ロイヤルホテル] 市役所からすぐ

【2日目】会場 [京都テルサ]

9時30分～12時 分科会開始

第1分科会 「知って力をつけよう」

第2分科会 「派遣法を変えよう運動をみんなで取り組もう」

第3分科会 「改正パート法を生かす取り組み」

第4分科会 「地域からワーキング・プアをなくす運動を」

第5分科会 「手をつなぐ輪を大きくし、制度の改善に取り組もう」

第6分科会 外国人労働者の雇用と権利をまもるために

第7分科会 非正規労働者の心と身体の危機から人間らしい労働(ディーセントワーク)へ

みなさんの参加を  
お待ちしております。  
関西地連パート部会  
一同

## 労働基準法の一部を改正する法律の概要

長時間労働者の割合の高止まり等に対応し、生活時間を確保しながら働くことができるようにするため、労働時間制度の見直しを行う等所要の改正を行う。

### I 概要

<現在>

<改正後>

#### (1) 時間外労働の削減

- 時間外労働
- 割増賃金 25%

○ 1か月の時間外労働

～45時間

45時間超～

60時間超～

○ 割増賃金 25%

◎ 労使で時間短縮・割増賃金率を引上げ(努力義務)

◎ 割増賃金 50%(法的措置)(注)

◎ 引上げ分の割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

#### (2) 年次有給休暇の有効活用

- 日単位での年休取得

◎ 5日分は、子の通院等の事由などに対応して、時間単位での年休取得を可能とする

(注) (1)60時間を超える時間外労働に対して割増賃金を50%とする部分については、中小企業に対して猶予措置を講ずる((1)の他の部分及び(2)については猶予措置なし)。

II 施行期日 平成22年4月1日

活用しましょう!  
今号は関西地連が担当  
(N&M&O)